

# 一般社団法人日本口蓋裂学会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本口蓋裂学会と称し、英文名を Japanese Cleft Palate Association という。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区内に置く。

## 第2章 目的、事業及び公告の方法

### (目的及び事業)

第3条 当法人は、口唇裂・口蓋裂の治療・予防に係わる者の資質の向上、医療の進歩発展、教育並びに研究の促進を図り、もって国民医療の向上に資することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、研究会、講習会等の開催
- (2) 機関誌等の発行
- (3) 専門医の認定及びその教育
- (4) 関係諸団体との連携及び交流事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人のホームページ及び機関誌にて行う。

## 第3章 社員、会員及び評議員

### (法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 口唇裂・口蓋裂の治療・予防に係わる者で、当法人の目的に賛同する個人
- (2) 名誉会員 当法人に顕著な功労があった者で、理事会の推薦及び社員総会の承認を得た個人
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助する者で、正会員の推薦及び社員総会の承認を得た個人又は団体

- 2 当法人の社員は、正会員の中から選任された 100 人以内の評議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 評議員は、3 年以上引き続き正会員である者の中から、理事会が推薦し、社員総会で選任する。
- 4 評議員の任期は、就任後 2 年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

5 前項によらず、補充によって選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了すべき時までとする。

(入会)

第6条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とし、会員は、機関誌の配布を受け、学術集会に出席して発言又は業績を発表することができる。

2 会員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会費等)

第7条 正会員及び賛助会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、入会金及び会費を納入することを要しない。

3 納入された入会金及び会費並びにその他の拠出金品は、返還しない。

(任意退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が、当法人の名誉を著しく毀損し、又は当法人の趣旨目的に反する行為をしたとき、ならびに本定款及び諸規則に定める会員としての義務を遵守しなかったときは、理事会及び社員総会において各総数の議決権の4分の3以上の賛成を得て議決した決議により、当該会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払いの義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡又は失踪したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 入会金及び会費の額

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の選任又は解任

(4) 理事及び監事の報酬等の額

(5) 事業報告及び決算の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、30 日以内に社員総会を招集しなければならない。

4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の 10 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第 16 条 社員総会において、各評議員は、各 1 個の議決権を有する。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名する。

## 第5章 役員

### (役員の設置)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を1名置くことができる。

3 理事長以外の理事のうち、副理事長を業務執行理事とする。

4 当法人の理事長を法人法上の代表理事とする。

### (役員の選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 監事は当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐して当法人の業務を掌理する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### (監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補充により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任によ

り退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 24 条 理事及び監事は、当法人の役員たるに反する行為があったとき、又は特別の事情のあるときは、任期中といえども社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 26 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とし、すべての理事で構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(開催)

第 28 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事の現在数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

3 理事会を開催する際は、開催日の 1 週間前までに、開催日時及び場所ならびに議題を記載し、書面又は電磁的方法により全理事に通知するものとする。

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつ

たものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 33 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第 36 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## **第8章 定款の変更及び解散**

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## **第9章 事務局**

(事務局)

第40条 当法人は、事務を処理するために、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の承認を経て、理事長が任免し、その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

## **第10章 補則**

(委任)

第41条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が別に定める。

# 一般社団法人日本口蓋裂学会 定款施行細則

## 第1章 会員

第1条 会員総会を次の各号にしたがって開催する。

- (1) 会員総会は、正会員、名誉会員をもって構成される
- (2) 定時会員総会は、毎年1回、理事長が召集する。
- (3) 会員総会の議長は、理事長とする。
- (4) 定時会員総会においては、次に掲げる事項についての報告を行う。
  - 1) 事業報告および決算収支
  - 2) 事業計画および収支予算
  - 3) その他定款に定める事項

第2条 会費滞納により退会処分を受けたものの再入会は原則として認めない。但し、滞納発端以後の会費を完納し、改めて入会手続きを行ったものは、再入会の審議対象者となり得る。退会届を提出し、受理されて退会者となったものの再入会は原則として認めない。

## 第2章 評議員

第3条 評議員の定数は、専門分野の会員数30名に対して1名を原則とする。

2. 本会における専門分野とは、矯正歯科、口腔外科、形成外科、音声言語、耳鼻咽喉科、補綴歯科、小児歯科、心理分野、その他の歯科、その他、をいう。「他の歯科」、「その他」の分野において単独の会員数が30名を超えた場合、理事会は独立した専門分野としてこれを認めることができる。
3. 評議員は、当該分野の理事の協議により理事会に推薦され、社員総会で選任される。
4. 評議員の任期は、任務が開始される当該年の社員総会終結時から2年後の社員総会終結時までとする。
5. 任務が開始される事業年度に満65歳以上の年齢に達している会員を評議員に選任することはできない。

## 第3章 役員

第4条 理事の定数は、各専門分野の会員数100名に対して1名を原則とする。

2. 専門分野とは、第3条2項に示された専門分野と同一とする。
3. 理事は、当該分野の評議員の協議により社員総会に推薦され、選任される。

4. 理事の任期は、任務が開始される当該年の社員総会終結時から 2 年後の社員総会終結時までとする。
5. 任務が開始される事業年度に満 65 歳以上の年齢に達している会員を理事に選任することはできない。

#### 第 4 章 会計

第 5 条 正会員の入会金は 2,000 円、年度会費は 10,000 円とする。賛助会員の年度会費は、個人 10,000 円、法人または任意団体は 30,000 円とする。

#### 第 5 章 付則

第 6 条 本細則の変更は理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

第 7 条 本細則は平成 22 年 5 月 26 日より施行する。

令和元（2019）年 05 月 29 日改定  
令和 6（2024）年 05 月 29 日改定